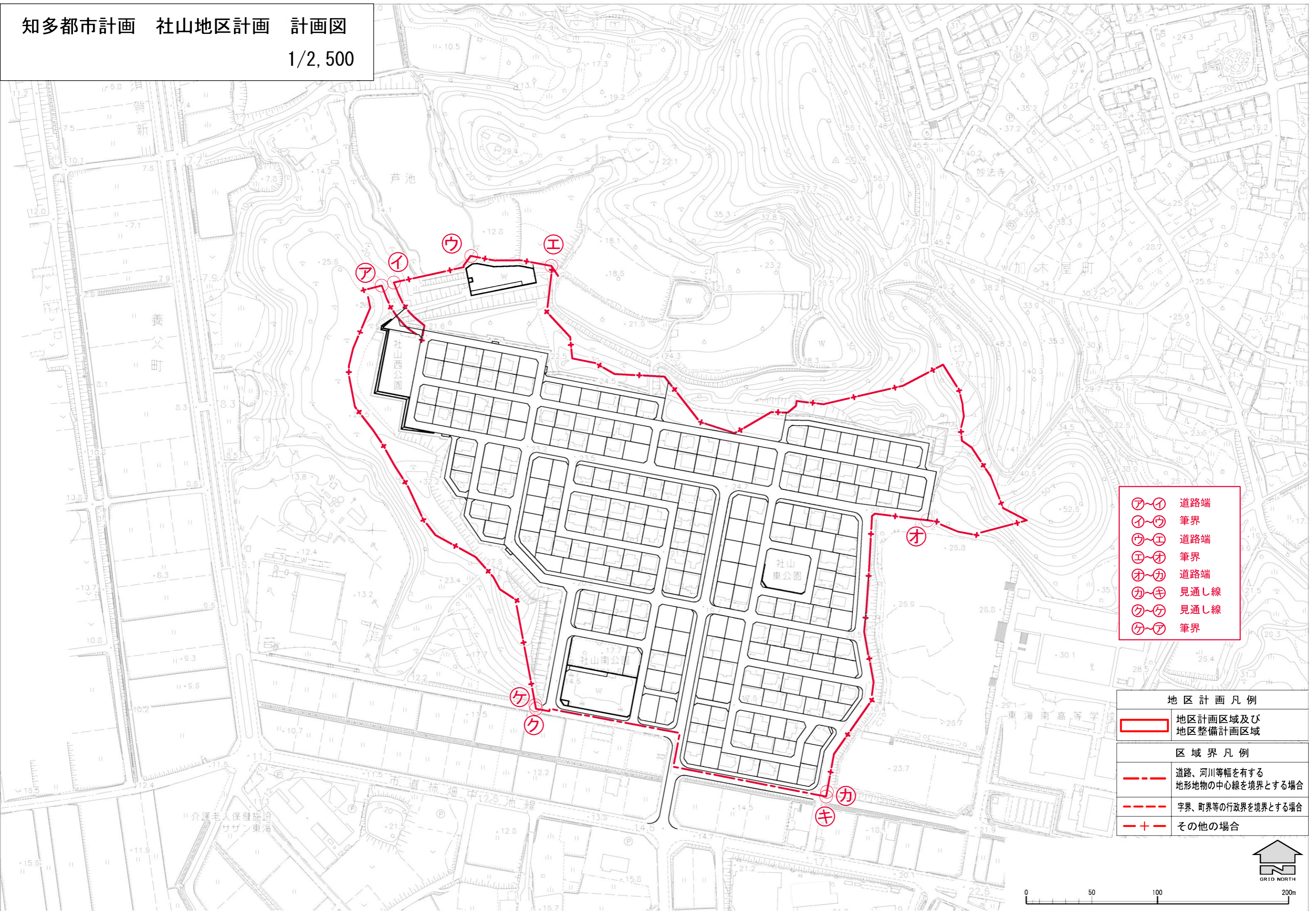


名 称		社山地区計画
位 置		東海市加木屋町社山の一部
面 積		約10.5ha
地区計画の目標		本地区は、自然環境と景観に恵まれた田園・文教地区であるため、本計画では周辺の自然環境や景観と調和した、緑豊かな、ゆとりと潤いのある、良質な住宅地区の形成を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	良好な住宅地としての発展を期するため、建築物等の規制誘導を積極的に推進し、郊外住宅地にふさわしい緑に囲まれた、ゆとりある住宅地として良好な居住環境の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	道路、公園等は宅地開発により計画的に整備されているので、その維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	郊外住宅地にふさわしい緑に囲まれた、ゆとりのある住宅地として良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途及び容積率、建蔽率等の制限を行い、規制誘導を行う。
地区整備に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 一戸建て専用住宅及び、これに附属するもの 2 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しかつ、次に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの。(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) (1) 食堂若しくは喫茶店 (2) 華道教室、学習塾その他これらに類する施設 3 集会所その他これらに類するもの。 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するものとして建築基準法施行令第130条の4各号に掲げる公益上必要な建築物
		建築物の容積率の最高限度
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
	壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「外壁等」という。)までの距離の最低限度は1mとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 1 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 2 自動車車庫で軒の高さが2.5m以下であるもの。
		建築物等の高さの最高限度
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の形態、意匠は、周囲の景観に調和した落ち着いたものとする。 2 屋外広告物を設置してはならない。ただし、自家用広告物で面積0.4㎡以下のものを除く。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する側に垣又は柵を設置する場合は、生垣又は透視可能なフェンス(基礎高0.6m以下)とする。

「区域は計画図表示のとおり」



- ア-イ 道路端
- イ-ウ 筆界
- ウ-エ 道路端
- エ-オ 筆界
- オ-カ 道路端
- カ-キ 見通し線
- キ-ク 見通し線
- ク-ケ 筆界

地区計画凡例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
区域界凡例	
	道路、河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

